

佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域のボランティア団体等が、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、地域の公民館や集会所等において各種サービスを提供するふれあいサロン事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生きがい創出と健康づくり活動を推進し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることで介護予防に繋げることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 事業の実施主体は佐賀市とする。ただし、事業を利用する団体、事業内容及び費用負担の決定を除き、この事業の一部を適切な運営が確保できると認められる社団法人、社会福祉法人及び民間事業者等に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有するおおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな者とする。

(ボランティア団体等)

第4条 対象者にサービスを提供するボランティア団体等（以下「協力者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 校区社協
- (2) 佐賀市ボランティア連絡協議会に所属する団体
- (3) 地域においてボランティア団体を組織し、事業の目的に沿って活動を行う団体
- (4) 前3号に規定する団体に準ずると認める団体

(事業内容)

第5条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ・娯楽活動
- (2) 創造活動
- (3) 健康増進活動
- (4) 世代間交流等地域住民との交流活動
- (5) その他事業の目的に沿った活動

(参加人員等)

第6条 事業の参加人員は、開催1回当たり対象者と協力者と合わせておおむね10人以上とする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 事業の開催回数は、おおむね月1回又は、年間10回以上とする。

(費用負担)

第7条 事業の参加者は、事業に要する経費のうち原材料等の実費相当額を負担するものとする。

(申請等)

第8条 事業を実施しようとするもの(以下「申請者」という。)は、申請書(様式第1号)により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前号の申請があったときは審査をし、適当と認めるときは決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱の規定により参加している対象者は、この要綱による改正後の佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱第3条に規定する対象者とみなす。